

○大津市奨学資金給与条例

昭和40年10月15日

条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、大津市奨学資金(以下「奨学資金」という。)の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学資金の給与)

第2条 奨学資金は、向学心が強く能力があるにもかかわらず、経済的事情により、高等学校へ進学することが困難と認められる者に対して給与する。

(給与する額)

第3条 奨学資金の額は、1人月額10,000円とする。

(給与の期間)

第4条 奨学資金を給与する期間は、奨学資金の給与を受ける者(以下「奨学生」という。)が高等学校に在学する期間(3年を限度とする。)とする。

(支給期月)

第5条 奨学資金は、次の各学期の最初の月にそれぞれの学期分を支給する。

1学期 4月1日から7月31日まで

2学期 8月1日から12月31日まで

3学期 1月1日から3月31日まで

(給与の停止、中止及び返還)

第6条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨学資金の給与を停止又は中止することができる。

- (1) 奨学生が退学又は死亡したとき。
- (2) 1か月以上休学したとき。
- (3) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (4) 傷病等のため成業の見込みがないとき。
- (5) 奨学生又はその保護者が大津市民でなくなったとき。
- (6) その他奨学生として適当でないとき。

2 奨学生は、前項の規定により奨学資金の給与を停止され、又は中止された場合において、当該停止又は中止の処分を受ける日の属する月の翌月以後の分について既に支給を

受けた奨学資金があるときは、当該翌月以後の分として支給を受けた奨学資金の額に相当する金額を返還しなければならない。

(給与を受ける者の資格)

第7条 奨学資金の給与を受けようとする者は、大津市民の子弟であり、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 学費の支弁が困難であること。
- (2) 学業成績、操行ともに良好であり、健康であること。
- (3) 高等学校へ進学する予定であること。

(出願手続)

第8条 奨学資金の給与を受けようとする者は、その旨を12月20日までに、在学する中学校長に申し出るものとする。

2 前項の規定による申し出を受けた中学校長は、申し出た者の中から適当な者を選び、教育委員会に推せんするものとする。

(奨学生の内定)

第9条 教育委員会は、高等学校入学者選抜要項による出願期日までに奨学生を内定する。

2 前項の規定による内定は、在籍中学校長を経て本人に通知する。

(奨学生の決定)

第10条 教育委員会は、奨学生として内定した者が高等学校へ入学したときに奨学生と決定し、出身中学校長を経て本人に通知する。

(委任)

第11条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

～以下省略～

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。